

I 調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

茨城県町丁字別人口調査は、現在本県で実施している「茨城県常住人口調査」を補完するため、市町村よりさらに詳細な表章地域である「町丁字」別の人口及び世帯数について、市町村から報告された結果をもとに県が整理したものです。

2 利用上の注意

(1) 「町丁字」別の人口及び世帯数の把握については、茨城県常住人口調査による資料（以下「常住人口調査資料」という。）を優先し、これによる把握が困難な場合は、住民基本台帳により把握しています。

(2) 「町丁字」の名称は、調査期日現在における市町村の次に詳細な表章地域名を用い、集計順については現在市町村で行政上使用している順としました。

なお、市町村で「町丁字」別の人口及び世帯数の把握が困難な場合は、把握可能な行政区等の地域によるものとしました。

(3) 調査期日は、「常住人口調査資料」に基づく場合は平成 26 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に基づく場合は平成 26 年 3 月 31 日現在としました。

詳細は、「II 調査の対象及び調査期日について」をご参照ください。

(4) 統計表第 1 表の県内地域については、次のとおりです。

県北地域： 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市
那珂市 那珂郡 久慈郡

県央地域： 水戸市 笠間市 小美玉市 東茨城郡

鹿行地域： 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市

県南地域： 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市
かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡

県西地域： 古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 結城郡
猿島郡

(5) 第 2 表については、数値が著しく小さい町丁字について秘匿措置を講じました。

秘匿措置は世帯数が 1～3 の町丁字(自衛隊を除く)及び世帯数と人口(総数)の差が 0 又は 1 の町丁字を対象とし、該当する町丁字の情報をすべて「X」で表示することによって行いました。秘匿されたデータは原則として直前の町丁字に足しあげています。

(6) 人口のとらえ方について、国勢調査と住民基本台帳法の定義には若干の相違があり、あるいは上記の調査、報告誤差によって、一部の町丁字にマイナスが生じています。